

国民健康保険・後期高齢者医療制度

令和8年度

〇〇〇が変わります！

国民健康保険税
賦課限度額の引き上げ

後期高齢者医療保険料
保険料率・賦課限度額
見直し

国民健康保険税
低所得者層への軽減措置の
判定基準額の見直し

後期高齢者医療保険料
低所得者層への軽減措置の
判定基準額の見直し

国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ごととに賦課限度額が設けられています。このうち、医療給付費分を66万円から67万円に引き上げ、新たに「子ども・子育て支援金分」が加わり、合計113万円となります。後期高齢者支援金分および介護納付金分は変わりません。

後期高齢者医療保険料は宮城県後期高齢者医療広域連合で2年に一度見直されます。令和8、9年度の保険料および賦課限度額は表Bのとおりです。

世帯の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計が基準以下の場合、国民健康保険税（均等割額・18歳以上均等割額・平等割額）が軽減されます。

表A 令和8年度国民健康保険税賦課限度額

医療給付費分	67万円 (66万円)
後期高齢者支援金分	26万円 (変更なし)
介護納付金分	17万円 (変更なし)
子ども・子育て支援金分	3万円 (新設)
合計	113万円 (109万円)

※カッコ内は前年度までの限度額

表B 令和8年度・9年度の後期高齢者医療保険料

医療分 賦課限度額 85万円 (80万円)	均等割額	1人当たり 52,200円 (47,400円)
	所得割額	賦課のもととなる所得 ×9.12% (9.28%)
子ども分 賦課限度額 2万1千円 (新設)	均等割額	1人当たり 1,370円 (新設)
	所得割額	賦課のもととなる所得 ×0.25% (新設)

※カッコ内は見直し前の数値

表C 令和8年度からの軽減判定基準額

区分	世帯の被保険者と世帯主の所得の合計額
7割軽減 (変更なし)	基礎控除額43万円+ (給与所得者等の数 ^{*1} -1)×10万円 以下の世帯
5割軽減	基礎控除額43万円+ (31万円×被保険者数 ^{*2})+ [(給与所得者等の数 ^{*1} -1)×10万円] 以下の世帯
2割軽減	基礎控除額43万円+ (57万円×被保険者数 ^{*2})+ [(給与所得者等の数 ^{*1} -1)×10万円] 以下の世帯

- ※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者
給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金等の支給を受ける方(65歳未満は公的年金等の収入が60万円を超える方/65歳以上は公的年金等の収入が125万円(15万円特別控除を含む)を超える方)を指します。
- ※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行したものを含む。

表D 令和8年度からの軽減判定基準額

区分	世帯の被保険者と世帯主の所得の合計額	医療分	子ども分
7.2割軽減	基礎控除額43万円+ (給与所得者等の数-1)×10万円 以下の世帯	14,616円	
7割軽減			411円
5割軽減	基礎控除額43万円+ (31万円×被保険者数)+ [(給与所得者等の数-1)×10万円] 以下の世帯	26,100円	685円
2割軽減	基礎控除額43万円+ (57万円×被保険者数)+ [(給与所得者等の数-1)×10万円] 以下の世帯	41,760円	1,096円

国民健康保険税について
問 税務課 諸税係 ☎3555-5916
問 後期高齢者医療制度(1) ☎3551-6519
問 保険年金課 医療係 ☎3551-6519
宮城県後期高齢者医療広域連合
☎266-11021